

中原中学校区地域教育会議規約

(名 称)

第1条 この会議は「中原中学校区地域教育会議」と称します。

(定 義)

第2条 この会議は、中原中学校区の「市民が自らの責任として教育を行うための自主的・民主的」で非営利、非宗教、非政党を旨とする団体です。

(目 的)

第3条 この会議の目的は次のとおりとします。

- (1) 中学校区の子育て・教育について、親・教師・住民の話し合いにより、合意を作り出し、そのネットワーク化を図る。
- (2) 教育行政への学区内住民の総意を反映させるため、日常生活圏に根ざした教育への市民参加の恒常化を図る。
- (3) 地域教育振興・発展のために活動する諸団体と連携・協力するとともに自主独立の団体として地域の教育改革を図ること。

(構 成)

第4条 この会議の委員は、選出委員及び非選出委員をもって構成します。

(1) 選出委員

- ア、住民委員（地域の諸団体の推薦を受け、町会長の同意を得て議長が任命して地域住民の代表とする。）
- イ、父母委員（各PTAより若干名）
- ウ、町内会・自治会員（小杉、丸子地区より各1名）
- エ、社会福祉協議会員（民生児童委員、民生主任児童委員、社会福祉委員、小杉、丸子より若干名）
- オ、青少年指導員（小杉、丸子地区より若干名）
- カ、子ども会委員（小杉、丸子地区より若干名）
- キ、教職員委員（各学校より管理職を除き若干名）

ク、その他、必要に応じて委員の参加を求めることができます。

ケ、委員の選出はいずれも学校区内からとします。

(2)非選出委員

ア、学校長（各学校より各1名）

イ、PTA会長（各学校より各1名）

ウ、こども文化センター館長

エ、校医

オ、その他、必要に応じて委員の参加を求めることができます。

(委員の任期)

第5条 任期は2年とし、再任はさまたげません。

(活 動)

第6条 この会議は、概ね次の活動を行うものとします。

(1)地域内の教育活動に関する提言

ア、学区内の学校その他の教育機関等への提言

イ、児童、生徒の学校外活動への提言

ウ、地域の方々の学習、スポーツ、文化活動への提言

エ、教育相談、教育情報への提言

(2)地域内の教育活動のネットワーク化と連絡調整及び活動援助

(3)教育会議及び他の教育活動の地域への広報活動

ア、地域教育会議だより「でんぱ塔」、速報等の編集・発行

イ、調査・研究資料、情報資料のPR活動

(4)他地区教育会議との連携

ア、行政区教育会議への参加

イ、他地区教育会議との広報紙等の交換

(5)子どもや青少年の活動の支援

(6)その他、この会議の目的達成に必要な活動

(役員)

第7条 この会議に次の役員を置くものとします。

役員は委員の互選により、議長(1名)副議長(若干名)会計(1名)事務局長(1名)とします。

1. 役員任期は2年とします。ただし再任はさまたげないものとします。
2. 議長は会議を主宰し、これを代表します。
3. 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは代わってその職務を行います。
4. 会計は総会の決定に基づいて会計を処理します。
5. 事務局長は本会の事務を掌握します。

(会計監査)

第7条の2 この会議に委員の互選により会計監査(2名)を置くものとします。会計監査は当該年度の会計を監査してその結果を総会に報告するものとします。

(相談役及び顧問)

第8条 この会議に相談役、顧問を置くことができます。

(会議の招集)

第9条 1. この会議は、総会と定例会と臨時会とします。

総会は、年1回とします。

2. 定例会は、1ヵ月に1回これを招集します。ただし、必要がないと認めるときはこの限りではありません。
3. 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、または議長が緊急の必要があると認めた場合にこれを招集します。

4. この会議は議長が招集します。

(議事及び議決)

- 第10条 1. この会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことはできません。
2. 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決することを原則としますが、可否同数のときは、議長の決するものとします。その場合も、議長は両者の意見を十分聞いて決するものとします。
3. 多数決になじまないもの、少数意見を大切にしなければならないものについては、十分な議論を尽くし委員の納得を得ることとします。

(事務局)

- 第11条 1. この会の事務局を中原中学校内に置くこととします。
2. 事務局はこの会議の庶務を担当します。

(経 費)

第12条 この会議の運営に関する経費は、川崎市の委託料その他をもってあてることとします。

(改 正)

第13条 この規約は、委員定数の過半数の同意がなければ改正できません。

付 則 平成3年12月19日 制 定
平成6年7月19日 一部改正
平成7年6月27日 全面改正
平成8年6月11日 一部改正
平成9年6月11日 一部改正
平成12年3月22日 一部改正
平成15年5月23日 一部改正